

○Vol.28：保税蔵置場の許可手数料等に係る納付期限の緩和  
(関税・外為審議会の関税部会資料、11月24日)

保税蔵置場の許可手数料等の納付期限について、国の歳入の納付期限の基本的な考え方を踏まえ、初月分の納付期限を許可又は承認の日から「20日以内」(現行は「10日以内」)に緩和する等の規定の整備を行うことが適当。

保税蔵置場の許可手数料等に係る納付期限の緩和

現行制度の概要

- 保税蔵置場の許可を受けた者(※)は、保税蔵置場の面積に応じ、税関関係手数料令で定められた額の手数料を、1か月分ごとに毎月納付することとされている。  
(※) 保税展示場、保税工場若しくは総合保税地域の許可又は承認工場の承認を受けた者についても同様の制度。
- 当該手数料の納付期限は、①許可期間の初月分については、許可の日から10日以内、②2月目以後の分については、前月末日まで、③納付後に保税蔵置場の面積を拡張した場合の増額分については、拡張した月の末日と拡張の日から10日経過日とのいずれか遅い日までとされている。

改正の必要性

- 初月分に係る納入告知書は、許可の日以後最初の開庁日に発送手続を行い、その翌開庁日に発送されるため、納付期限までの実質的な日数は10日より短い。令和3年10月施行の郵便法の改正(送達日数の繰下げ等)によりこの日数が更に短くなったため、許可を受けた者から納付期限の緩和の要望が寄せられている。
- 初月分の許可手数料の納付期限について、国の歳入の納付期限の基本的な考え方を踏まえ、「10日以内」から「20日以内」とすることが適当。  
※ 国の歳入の納付期限は、会計法令上、歳入の種類に応じた起算日から20日以内が原則とされている。
- 2月目分や、納付後に面積を拡張した場合の増額分についても、許可や拡張の日によっては、納付期限までの日数が短くなる場合があるため、十分な期間が確保されるよう同様の規定の整備を行う必要。



改正の方向性

- 保税蔵置場の許可手数料等の納付期限について、国の歳入の納付期限の基本的な考え方を踏まえ、初月分の納付期限を許可又は承認の日から「20日以内」とする等の規定の整備を行う。